

○近江八幡市水道事業運営委員会規程

平成 22 年 3 月 21 日

水管規程第 20 号

(目的)

第 1 条 近江八幡市給水条例（平成 22 年近江八幡市条例第 206 号）第 39 条の規定に基づき、近江八幡市水道事業運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 委員会は、水道事業の運営に関し、管理者（管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）の諮問に応じて審議し、又は必要ある時は管理者に建議する。

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、委員 12 人以内をもって組織し、次の区分により管理者が委嘱する。

- (1) 市議会議員 3 人以内
- (2) 学識経験者 3 人以内
- (3) 水道使用者 3 人以内
- (4) その他管理者が必要と認める者 3 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第 1 項第 1 号の委員の任期は、前 2 項の規定にかかわらず、近江八幡市議会議員の任期による。

(役員)

第 5 条 委員会に、委員長 1 名、副委員長 1 名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し会議の議長となり会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の過半数以上から会議の

招集の請求がある時は、委員長は、これを招集しなければならない。

2 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上水道主管課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員に支給する報酬及び費用弁償は、近江八幡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成22年近江八幡市条例第63号）を準用し、報酬は、同条例別表中情報公開審査会委員の額を適用する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この規程は、平成22年3月21日から施行する。